

事務連絡
令和6年1月11日

各府省庁等担当官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省行政管理局
法務省大臣官房司法法制部
法務省民事局

「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（周知依頼）

標記政令については本日、令和6年1月11日に閣議決定され、同日に公布・施行されました。

つきましては、本政令が制定された背景、緊急性等に鑑み、災害により被災された方々に対する制度の周知が極めて重要であることから、各府省庁等におかれましては、本政令の趣旨、内容等について速やかに関係職員へ周知徹底を図っていただくとともに、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づく必要な告示の速やかな発出及び同法第4条の適切な運用に努めていただくようよろしくお願いいたします。

また、今後、告示予定事項等について、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、各府省庁等におかれましても、関係地方公共団体、関係団体、報道機関、地域住民等へ積極的に情報提供いただくようお願いいたします。